

情報ネット



日日時または日 **期**期間 **時**時間 **場**場所 **内**内容 **講**講師 **対**対象・対象者 **定**定員・定数 **費**費用（記載なしは無料） **持**持ち物、服装など **出**出演
任任期 **選**選考 **額**支給額・謝礼 **申**要申し込み **E**メール **HP**ホームページ **主**主催 **関**関係部署 **問**問い合わせ **他**その他
 申込み方法 担当部署の前に**申込**とある場合は、電話、FAX、メールなどで申し込みができます。市外局番がないものは全て「0476」です。
 市役所への郵便物 記事に指定があるものを除いて、各記事の担当部署へ郵送する場合は「〒286-0292 富里市0000課」で届きます。

お知らせ

気をつけて！ 水辺は危険がいっぱい

印旛沼土地改良区
☎043(484)1155

印旛沼周辺には、農業用排水のための施設や洪水を防ぐための施設がたくさんあります。

毎年夏休みに入ると、このような施設での事故が新聞やテレビなどで報道されます。子どもたちはどのような場所が危険なのか判断できません。水辺付近で遊んでいた、釣りをしている子どもを見つけたら注意してあげてください。

野外焼却は禁止されています

環境課 ☎(93)4945

生活で生じた家庭ごみや、事業で生じた廃棄物を、法律に適合した焼却設備を用いずに焼却することは禁止されています。

野外焼却は、ダイオキシンなどの有害物質の発生や火災の危険などがあり、地域住民に迷惑がかかるのでやめましょう。

なお、次の行為は野外焼却禁止の例外とされていますが、状況により、市から指導する場合があります。

- 震災、風水害、火災その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 農林業を営むためにやむを得ないものとして行われるツル・草などの焼却
- たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる軽微な廃棄物の焼却

◎相続手続きをサポート

- ・戸籍謄本等を代理取得します
- ・相続人調査と相続関係説明図
- ・遺産分割協議書の起案、作成
- ・預貯金名義変更、その他相続手続きをお手伝いします

◎遺言書の作成をサポート

- ・認知症では遺言書作成が困難
 - ・未成年者、認知症者を含む相続では手続きが複雑化します
- 早めに遺言書を作成して対策！

行政書士内田敏夫事務所

☎(91)5313

080-1253-4516

広報とみさとでは、有料広告を募集しています。

空き地の管理は適正に

環境課 ☎(93)4945

空き地の雑草や高木を放置しておく、ごみの不法投棄や害虫などの発生原因となります。

また、台風などの災害時には、近隣に思わぬ被害を与える場合があります。所有者は日頃から、土地の適正管理を心がけてください。

漏水などで工事が必要なときは

上下水道課 ☎(93)3340

水道の給水装置の新設工事や修理工事を行うときは、必ず市が指定する給水装置工事事業者へ依頼してください。

指定給水装置工事事業者

水道法における給水装置工事事業者の指定制度に基づき、全国一律の要件により、市から指定された事業者です。市に登録されている工事事業者の一覧は、上下水道課で閲覧できるほか、市公式ホームページにも掲載しています。

契約に関するトラブルが増えています

- 希望する内容の工事を行うことができる工事事業者を確認する。
- できるだけ複数の工事事業者から見積もりを取り、内容を検討する。（見積もりが有料となる場合があります。）
- 工事が始まる前に、工事の内容、費用、アフターサービスなどについて、十分な説明を受ける。

7月分の学校給食費振替日

学校教育課 ☎(93)7659

- ☎7月10日(金)
- ※9日(木)までに入金確認をお願いします。

スズメバチの巣などの駆除は

駆除依頼・相談先
 県害虫防除協同組合
 ☎043(221)0064

市では、スズメバチの巣などの駆除は行っていません。これらを見つけたときは業者に駆除を依頼するなど、適正な土地の管理を心掛けてください。

☎環境課 ☎(93)4945

消火栓を使用した 初期消火マニュアル

消防署 ☎(92)1311

大規模な地震が発生したとき、火災による被害拡大を軽減することを目的に、区・自治会、自主防災組織が消火栓を活用した初期消火活動を行えるよう、初期消火マニュアルを作成しました。詳しくは、市公式ホームページで確認するか、問い合わせてください。

消火栓を使用できる条件

- 専用資機材の購入
- 年1回以上の資機材を使用した初期消火訓練を行う（訓練を行う場合は、必ず消防職員の立ち合いが必要です。）

7～9月は 農地違反転用防止対策強化月間

農業委員会事務局 ☎(93)6494

県では、毎年7～9月までの3か月間を「農地違反転用防止対策強化月間」と定め、パトロールを強化しています。不審な埋め立てなどを発見したときは、連絡をお願いします。

農地を別の用途で使用するときは

農地に建物を建てるなど、農地以外の用途に使用する場合は、農地転用の許可(市街化区域内では届出)が必要です。また、農地を土砂埋め立てする場合にも一時転用の許可が必要となります。許可なく転用したときは罰則が科せられる場合もありますので、必ず事前に問い合わせてください。

7月10日～19日 夏の交通安全運動

県くらし安全推進課
 ☎043(223)2263



夏季は、交通量の増加から交通事故の発生が懸念されます。

一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故防止を心がけましょう。

スローガン

～交差点 命のきけんが かくれんぼ～
重点目標

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
 （特に、ちばサイクルルールの広報）
- ③後部座席を含めた、全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

国民健康保険(国保)の届出

国保年金課 ☎(93)4083

国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者が保険料を出し合い、医療にかかる費用に充てる、相互助け合いの制度です。

職場の健康保険に加入している人や、生活保護を受けている人などを除く全ての人は、国保に加入しなければなりません。

また、次のようなときは届出が必要です。

- 健康保険を喪失(扶養喪失)したとき →国保加入
- 健康保険に加入(扶養認定)したとき →国保脱退

なお、国保税は資格取得日までさかのぼって課税されますので、14日以内に届出をしてください。

※届出が遅れると、保険給付が受けられないことがあります。

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ1,000万円

(1等1千万円)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月14日(火)2種類同時発売!

発売期間 7/14(火)～8/14(金)
 抽せん日 8/21(金)

公益財団法人千葉県市町村振興協会 各1枚 300円